

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
管理者	事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。	● 管理者業務に支障がない範囲として、当市が推奨する運用は以下のとおり。 ①2職種までの兼務。 ②人員不足等でやむを得ず管理者が介護職員など直接サービスを提供する職種を兼務する場合は、介護職員等として従事できる時間数は常勤として勤務すべき時間数の2分の1未満まで。 ③管理者が同一敷地内以外の事業所の管理者を兼務する場合、概ね20分以内に駆け付けられる範囲。
利用料等の受領	その他日常生活費については入居者に負担させることが適当と認められない費用については徴収しないこと。	● 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に関して、 - イ 食材料費 - ロ 理美容代 - ハ おむつ代 - ニ イからハまで掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの については、利用料のほかに、利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象になっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。
勤務体制の確保等	利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくこと。	● 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。
	事業者は介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。	● 従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 ● 当該介護従業者は要介護者であって認知症の状態にあるものの介護を専ら担当することにかんがみ、特に認知症介護に関する知識及び技術の修得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保するよう努めること。 ● 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけること。介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
内容及び手続の説明及び同意 (重要事項説明書)	重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。	● 重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、書面によって確認することが望ましいものである。
業務継続計画の策定等	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。	<研修> ● 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 ● 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。 ● 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。
		<訓練> ● 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施すること。 ● 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ● 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。訓練(シミュレーション)においては、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施しましょう。
	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。	● 業務継続計画は、作成後も継続的に検討・修正を繰り返すことで、各事業所の状況に即した内容へと発展させていくことが重要です。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
地域との連携等	運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。	● 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存すること。 ● 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うことができる。 ● 運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して手交若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」の利用又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表すること。 ● 運営推進会議等の記録は、長寿社会政策課に提出すること。
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	● 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。 ● 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存すること。 ● 報告対象となる事故については、長寿社会政策課に事故報告書を提出すること。